

令和5年第1回浅川町議会定例会

議事日程（第5号）

令和5年3月9日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第14号 令和5年度浅川町国民健康保険特別会計予算
日程第 2 議案第15号 令和5年度浅川町宅地造成事業特別会計予算
日程第 3 議案第16号 令和5年度浅川町介護保険特別会計予算
日程第 4 議案第17号 令和5年度浅川町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 5 議案第18号 令和5年度浅川町公共下水道事業特別会計予算
日程第 6 議案第19号 令和5年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 7 議案第20号 令和5年度花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計予算
日程第 8 議案第21号 令和5年度浅川町上水道事業会計予算
日程第 9 請願第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書
日程第10 請願第 2号 議員定数の削減についての請願書
日程第11 同意第 1号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第12 同意第 2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
日程の追加
日程第14 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について
日程第15 議案第22号 浅川町個人情報保護法施行条例を定めることについて
日程第16 発委第 2号 浅川町議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについて
日程第17 議案第23号 浅川町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第13まで議事日程のとおり
日程第14 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について
日程第15 議案第22号 浅川町個人情報保護法施行条例を定めることについて
日程第16 発委第 2号 浅川町議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについて
日程第17 議案第23号 浅川町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

出席議員（12名）

1番	富	永	勉	君	2番	菅	野	朝	興	君	
3番	兼	子	長	一	君	4番	会	田	哲	男	君

5番	木	田	治	喜	君	6番	岡	部	宗	寿	君
7番	渡	辺	幸	雄	君	8番	須	藤	浩	二	君
9番	上	野	信	直	君	10番	角	田		勝	君
11番	金	成	英	起	君	12番	水	野	秀	一	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	江	田	文	男	君	副町長	小	池	大	介	君	
教	育	長	真	田	秀	男	君	総務課長	岡	部		真	君
企画商工課長	坂	本	克	幸	君	農政課長	生	田	目	源	寿	君	
建設水道課長	生	田	目		聡	君	会計管理者兼 税務課長	我	妻	美	幸	君	
保健福祉課長	佐	川	建	治	君	住民課長	関	根	恵	美	子	君	
教育課長	高	野	喜	寛	君								

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田	子	広	子	主	事	生	方	健	人
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、議案第14号 令和5年度浅川町国民健康保険特別会計予算を議題とします。これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 令和4年度もコロナによる受診抑制というのが続いたと思うんですけども、町内の医療給付の状況というのはどういうふうになっているのか、大ざっぱで結構ですので説明願いたいと思います。

それから、2点目として、令和5年度の見込まれる国保の加入者数と世帯数、これについて伺いたいと思います。

それから、3点目として、まだ県からの納めるべきお金が示されていないということで、浅川町の税額が幾らになるかというのはこれから決まるということでした。仮に前年度よりも増税になるというような状況が生じた場合、現在、基金をある程度取り崩して対応するという対応がなされていますけれども、さらに基金を取り崩して増税にしない、そういう対応をするお考えが町長にあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目、2点目は、担当課より答弁させていただきます。

3点目の、上がれば国保の基金を取り崩して入れるのかということですが、これは担当課とよく相談して決定させていただきたいと思います。今までずっと基金で入れておいて上がりを抑えてきましたので、今回どのようになるか検討させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 1点目の医療費の状況なんですけれども、令和元年から令和2年にかけては、やっぱりコロナの影響で落ち込んでおります。令和2年度から3年度は、若干上がっています。さらに、令和3年度から4年度も、もうちょっと上がるのではないかと推測されます。それにしても、令和元年度よりは令

和4年度は上がらないというところで、一番底の状態が今のところ令和2年度で、令和3、4と若干ずつ回復してきているという状況でございます。

あと、世帯数につきましては、直近の被保険者数と世帯数で今後6月の本算定に臨みたいとは思いますが、この仮の県の算定ですと被保険者数が1,167、世帯数が731なんですけれども、直近の現在の状況ですと1,213人、世帯数が784ということで若干多めになっていますので、実際6月、5月に本算定しますけれども、そのときにはこの1,200人台と、あと780前後という世帯の数字を使用していくと考えられます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 加入世帯も年々減っている状況だというふうに思うんですけれども、国保の加入世帯、加入者というのは医療費がかかる高齢者が多くて、昔は景気よかった旦那衆が今はほとんど寂れてしまって、所得の少ない方が大半なんです。そういう状況でありますので、国保税をなるべく上げないように取り組むということは、ぜひ前向きにやっていただきたい。確かに年々基金は減っておりますので、それは担当者と協議をする必要はあるんだろうとは思いますが、そういうことでありますので、国保の加入者の状況を踏まえて、積極的に基金取崩しで国保税の軽減を検討するという立場で臨んでいただきたいというふうに思うんですけれども、再度伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 間違いなく基金は減ってきておりますので、いい方向に担当課と相談してやっていきたいと思えます。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、9番議員の質疑がありまして、町長もよい方向で担当課と協議するという前向きな答弁がなされましたので了としますが、療養費、いわゆる給付費として、ご存じのように今この予算の中でも約4,600万からの保険給付費が減っているわけでありまして、そして、やはりコロナのこの3年間、その中でやはり町民の健康に対する考え方、留意というんですかね、そういうことが大きく私は変わったのではないかと、特にマスクをしなければならないという、そういうことを現実に毎日毎日感じるわけで、そういう点でぜひ、保険給付費は下がって、しかし、国保税は上がるなんていうことのないように、なお一層の努力をしていただきたいと、前向きな答弁でありましたので了とします。終わり。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第14号 令和5年度浅川町国民健康保険特別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、議案第15号 令和5年度浅川町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 一般質問でも、あるいは議会でもずっと論議になってきたんですけども、本当に首長としては決断になかなか勇気が要ると思うんですけども、思い切った形であの宅造の用地、約1億円は眠っているんですから、そういうことを踏まえて、安くてもやはり住んでもらうと、買ってもらうと、こういうことになれば、町税を納めてくれたり、人口が減るのは抑えられるというふうな非常に大きなメリットがあるわけですから。具体的な提案もありました、20年過ぎれば無料にするみたいな、そういう思い切った施策が私は必要だと思うんです。これは、既存の購入した人たちの協議、これも話としては必要だと思うんですけども、もうそれから新しい時代になっているわけですから、大英断を下して、その間の準備をしながらやるべきだと思うんですが、町長、今任期中にそういうふうな形ででも何としてでも売っていくという、そういう決意はあるんですか、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 10番議員さんも知っているとおりに、今、町内、町うちのところは新しい家が建っております、毎年毎年。じゃ、なぜニュータウンが売れないのか、皆さんがご存じのとおりだと思っております。今年度は思い切った施策で、何らかの形で一步、二歩進めたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 今の角田議員と同じような意見なんですけど、ぜひ、この宅造、売れ残っている分、これは今、町長もお話あったように、平場の今家を建てているところ辺りも、坪4万程度で販売になっているという状況でございます。8万から10万は当然高過ぎて、買う人はいません。かつ、よその町村、近隣町村でもやっていますが、他県でも若い人に住んでもらって、10年以上たって10年住めばくれますというような状況がございます。これは、値段を下げるんじゃなくて、町としてあげるわけですから、評価額自体は変わりません。ですから、家を建ててもらえば固定資産税、町県民税と入ってくるわけございまして、10年も過ぎれば元が取れると思います。それと、あと、今お話したように安く売るのではなくて、10年住んでもらったら住むと評価額自体は変わりません。ですから、あまり批判もないんじゃないかと思えます。

それと、前町長のときに、宅造会計に一般会計から3億円程度回しましたね。右の懐から左の懐に入れると

いう状況もございます。これは、一般会計分がその分が使われない状況になっちゃったわけでございます。そんな状況からもぜひ決断をして、何年か若い人が住んでくれたらくれるというような政策も一つの方法だと思いますので、その辺も検討していただいて、角田議員と同じように決断していただいて、英断していただいて、この宅造問題にけりをつけていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 10番議員にお答えしたとおりに、令和5年度は一步も二歩も前進していきたいと思っております。決断します。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○4番（会田哲男君） はい。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点お伺いしたいと思います。

1点目です。最近、住宅建設が言われますけれども、ニュータウンの住宅戸数はこれ、みんなで何戸になるのでしょうか。把握していたらお答えいただきたいと思います。

それから、2点目、先ほどから見ていますとどうやって分譲するかという話なんです、これまでもずっと様々な提案が個々の議員から出されました。しかし、なかなか進まなかったというのが実情です。それで、改めて、前にも1回つくったことがあるんですけども、議会と執行が一緒になって、どういう方法がいいかを十分検討する、そういう検討委員会を設けていただいて、そこで決めたのはきちんと執行が責任を持って取り組んでもらう、必要があれば議員も出ていくと、こういう形で取り組まないとニュータウンの分譲問題はなかなか解決しないというふうに思うんですが、そういうその検討委員会の設置、これをぜひやるべきだと思うんですけども、考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 10年ぐらい前ですかね、もっと前ですかね、検討委員会つくったと思いますが、そのときも本当に一步か二歩前進したと思うんです、半額にしたと思うんです。それでもちょっと売れませんでしたから、本当にその議会との検討委員会、やはりこれも今後の検討課題だと思っております。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 以前の検討委員会のときには、担当課でもって本当によくいろんなところを調べてもらった資料を提出してもらって、ああ、こういう方法があるのかと大変勉強、お互いに執行部も議員も勉強しながら結論を導いたという経緯があります。企画商工課のほうが担当になるので、またまた企画商工課で大変仕事が多くなって申し訳ないんですけども、ぜひ、そういうふうにやらないとこれは進まないと思いますので、検討課題じゃなくて、ぜひ今年度中にそういうのを立ち上げていただきたいと思いますというふうに思うんですが。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 前向きに検討させていただきたいと思えます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

ニュータウンの戸数につきまして、議員さんのほうから、今、最近ニュータウンでも建築されている家があ

るということでお話ありましたが、その分につきましては、ご存じのように新たに売れたものではなく、もう以前に売れて建っていなかったものが転売となって、それを買った方が建てているという形となりますので、直接こちらで戸数を管理していたものではございませんので、ニュータウンの戸数につきましては滝輪2区の世帯数、それがイコールになるかと思っておりますので、ちょっとお待ちください。今、ちょっと数字のほうを持っておりませんので、後ほど説明させていただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 今、宅地造成に行くと、もうあそこに生えていた樹木が全部伐採されちゃってきれいになって、よくなったと思います。そのほかに、今まで宅地造成に関しては、いろんな議員がたくさん質問をしました。今言われたように、10年住んだら無償にしてとかという話はもうとっくにしておりました。でも、それ何人もの議員がそういうことを言ったんですが一向に進まなくて、何の、1区画も売れなかったのが現状だと思います。

やっぱり町長もこの辺は自分で、初心に戻るわけじゃないんですが、今、町長もちょっと間違っただけを言っていましたけれども、宅造の話をしているときに町うち売れたってしょうがないんです。今、これほど少子化で困っているときに、あれだけの土地をただ放っておくんじゃなく、あれを利用した支援というか、人を集める、そういった何かあったっていいということを前から質問もしていましたので、その話が全然通ってもいいし、町うちの中にうちを建てるのは構わないです。今、宅造の問題ですから、これを町長の一言でどうすると、じゃ、これあと10年住んだらくれっぺという話はもう前にしていますから、これをとにかく今進めないと町は人口も増えませんし、なお、人口を増やすにはもちろん、子供がもしできれば浅川町は1人何十万くれるんだよとかそういった方法で次々差上げていけば、少しでも人口が増えると思います。

ぜひ、町長の判断で、あそこを人口が増えるように。前にもその人口が増えるようにという、こういう質問をしましたね。あそこの集会センターをマルシェに貸してあそこで販売させれば、あそこの人らは買物弱者にならないんです。わかりますか。今、あそこで、駅前のところ、農協のところ、家賃を払っている金があるんでしたら、それを無料で集会所を借りて、あそこを本拠地にして、あそこから販売していく、そういった方法を取れば二重の喜びにもなるし、地域の人にも喜ばれると。前にもこれしていますんで、町長もそれをちょっと思い出して、少しずつこの宅地販売のほうを増やすように。販売じゃないですよ、人が来るような方法を考えてやってください。お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、間違えた答弁はしておりません。私はこう答えたんですよ、皆さんご存じのとおり、町内は新しい家が次から次へと建っております。なぜニュータウンが売れないのか、私はそのとおりしたんですよ。なぜ売れないのか、高いんですよ、結局は。だから、皆さんご存じでしょうと言ったんですよ。これは間違えた答弁ではありません。そこら辺はよろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） これは、今ここで、言っているのはまずい。私、今、宅地造成の話をしているんじゃないですか。町うちが今じゃんじゃん家建っているなんていう話、誰も聞いていないじゃないですか。町長、それが間違っていると言っているんですよ。何か、私がおかしなことを言っているんじゃない、今、じゃんじゃ

ん家は建っているのは分かります、町うちに。これを違う方向でお願いします。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ということで、本当にこのニュータウンは平成18年から17年間売れておりません。これは、本当に、この前も言ったとおりに私の力不足であります。大変町民にご迷惑おかけしていると思っております。

それで、私もそれなりのことはやっておりますが、なかなか営業がうまくいきません。これは、間違いなく私は営業行っております。そして、座談会もここ2年間しておりません。これは、コロナ関係でございます。大変本当に苦しいところであります。私が、最初町長になったときにニュータウンに出向いたら、とんでもない話だと、その差額を返せと言った方がいるんですよ。これは、恐らく議会で言ったと思いますよ。大変、本当に厳しいんですよ。でも、厳しいけれども、もう厳しい、厳しいは言っていられない。いろんな4番議員さん、10番議員さん、9番議員さん、皆さんがいいアイデアをくれている。10年間、あるいは20年間住んだらあげましょうという、本当にこれから、もしそういうふうにすれば一歩進むと思いますよ。あるいは、9番議員が言うとおりに、検討委員会つくりましょうと言え。この検討委員会で決めたことを実行すればいいわけですから、もっと楽じゃないですか、もっといい方向に進むのではないんですか。

そういうことで、今年度は、私はそれなりの決断はさせていただきます。一歩も二歩も前進しますから。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第15号 令和5年度浅川町宅地造成事業特別会計予算を起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、議案第16号 令和5年度浅川町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 通告していなかったんですけども2点伺います。

1点目は、介護職の人手不足が言われておりますけれども、浅川町においてホームヘルプ、あるいはデイサービス、こういったものでは希望者の希望に十分応えられている状況なのか、その点が1点目です。

それから、2点目は、施設不足もあると思うんですけれどもショートステイ、特別養護老人ホームの件は一般質問でもやりましたので、ショートステイについて、希望者が希望すれば入れるような状況なのか、利用できる状況なのか、伺いたいと思います。概要で結構です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 介護職員は、社協のほうでも大変困っていると思います。また、これは浅川町だけでなく、管内のほうも介護職員とかいろんな職員が減っているのは聞いております。あとは、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） ご質問の件です。

まず、デイサービスとかヘルパーの人手不足によって利用者が利用できないのかというところですが、そういうようなことはなくて、デイサービス、ヘルパーはケアマネジャーが計画、サービスを、個人個人のプランを立てるんですけれども、そういう中では十分にサービス提供はできているのかなと考えます。

あと、施設のショートステイに関してなんですけれども、こちらも町内ですと、さぎそうしかショートステイをしている事業所はありませんが、もし、さぎそうがいっぱいときは他町村のショートステイをケアマネジャーが当たるなどして対応しておりますので、サービスの不足という部分にはなっていないのかなと感じております。

以上です。

○9番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第16号 令和5年度浅川町介護保険別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、議案第17号 令和5年度浅川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 地域が限定されているということがあるんですけども、加入者の増を図るといって、そういう働きかけはやっているんですか。そして、該当する地域からすると、今、何割の方が入っているんでしょうか。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず初めに、大草地区農業集落排水事業の対象戸数と加入率でございます。大草地区の一部に限定されております、対象戸数は33戸となっております。そのうち、現在加入している戸数が19戸で、約58%ほどの加入の状況となっております。

加入促進の件につきましては、大草地区で維持管理組合という組織をつくっていただいております。そちらのほうでも加入促進を図ることにはなっておりますけれども、そのほか町のほうでは、やはり排水設備の工事の負担の軽減ということで、生活環境改善サポート事業という制度でそういった支援をしながらこれまで加入の促進を図ってきたところではございますけれども、まだまだ加入率が低い状況ではございますので、引き続き加入促進、いろいろな方策を考えまして進めていきたいと考えております。

以上です。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第17号 令和5年度浅川町農業集落排水事業特別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第18号 令和5年度浅川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 213ページの1款1項2目工事請負費の終末処理場耐水化工事1億2,100万、予算計上されておりますが、この工事の内容についてお伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

終末処理場耐水化工事の内容ですけれども、こちらにつきましては令和元年に東日本台風という、台風19号なんですけれども、来まして、大変甚大な水害が発生したところでございます。そして、浅川浄化センターにつきましても浸水被害を受けました。これに伴いまして、令和3年度から調査というか、計画をしまして、令和4年度に浄化センター耐水化のための実施設計をしたところでございます。

令和5年度に浅川浄化センター耐水化のための工事を行うものでして、工事の内容につきましては、浄化センターの敷地の外周なんですけれども、こちらに防水壁を設置する工事となっております。防水壁の高さは1メートルで、防水壁はいろいろ検討した結果、1.5メートルのL型擁壁を約50センチ下に埋めまして、高さ1メートルになるように設置する工事となります。外周は約388メートルありまして、これを設置する工事になってございます。一応、令和5年度で、できれば完成させたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 現在よりその高さを浸水対策として1メートル高くして、そのL型擁壁で周囲を約388メートル囲むと。これは社川沿川側だと。これは、あれですかね、388メートルというのは、浄化センター全部ぐるり囲むということによろしいのでしょうか。そこをちょっと確認いたします。

1メートルかさ上げすることによって、今後さらなる大雨、そういったものには一応計算上、雨量とかそういう24時間雨量等々を計算して、この高さであれば今後の大雨対策にも対応できるということによろしいでしょうか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

浄化センターの外周388メートルですけれども、まず、基本的に浄化センターの敷地につきましては、社川沿いのほうは地形的には川の高さより若干高いくらいで、ほぼほぼ変わらないということなんですけれども、南側につきましては若干、敷地がだんだん高くなっているといえますか、そちら側のほうのお寺の西側のほうの道路ですかね、そちらのほうはちょっと高くなっていますので、その道路のほうに緊急的な接続道路を設置するような計画でありますので、その部分は万が一、増水してもそこから出入りができるような形で道路の接続をして、万が一のときに備えて中に入れるように。今現在の入り口ですと、浸水しますと全く当然、敷地に

入れませんので、高い部分から接続して下りられるような道路、その部分は浸水しないだろうというところで、その部分については入り口をつけるというような工事で、そのほかの部分については、浸水する部分については388メートル分のL型擁壁で防水をするというようなことで考えております。

それから、雨量とか1メートルの根拠なんですけれども、こちらについてはもともと浅川浄化センター建設時におきましては、昭和61年の水害を参考に、そういったことも想定して盛土をして若干高くはしておったんですが、今回その部分も大分1メートル弱ですけれども超えてしまったということで、社川の計画高水位につきましても堤防までということで、それををはるかに超えたものですから、今回、国のほうでこういった事業に取り組むときに、そういった場合の基準となる高さは浸水実績深を基にやってくださいというようなことから、1メートルというふうに設計したものでございます。

また、1メートルで防水壁を設けることによりまして、洪水が一番高い水位もずっと同じ水位が続くわけではなくて、やっぱり最高水位というのがあると思いますので、そういった時間的なもので、建物の中に浸水するというのを遅らせるということもできると思いますので、外周で防水壁を造って、建物自体にはやはり扉とかで、すぐに水が入ってくるというよりは時間をかけて入ってくるということもあります。そういったことも含めまして1メートルということで設計したところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 詳細な説明ありがとうございました。

こういう耐水化計画ということで、工事、ぜひ令和5年度中に完了していただきたいと思います。

それで、ちょっと関連して、昨日、当初予算の質疑の中でもちょっと質問したんですけれども、公営住宅の長寿命化計画、背戸谷地第4団地もそういうもので計画していくと。今、背戸谷地地区下水道工事やっています。そういった中で、ちょっとお聞きしたいんですけれども、この背戸谷地地区の供用開始日はいつ頃を予定されているのかが1点目です。

背戸谷地第4団地は、今、トイレがくみ取り式です。これは下水道法で、くみ取り式のトイレの建物所有者、これは町ですね、所有者は下水道が供用開始された日から3年以内にくみ取り式トイレを水洗便所に改造して、そして接続しなければならないという、これ下水道法の義務があります。これの兼ね合いですね、背戸谷地第4住宅、今後、第3住宅から転居した方のための住宅としてまだ継続していくという中で、その下水道法とこの住宅のくみ取り式トイレの水洗化の問題、これは大変な費用がかかると思います。そういった中で、今後どういう対応をされていくのか。何か、その下水道法の中で特例があるのかどうか。その辺の対応ですね、どういうお考えなのかお聞きしたいです。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

下水道の供用開始についてなんですけれども、まず初めに、工事が終わった翌年度の4月に、基本的には供用開始の告示を行っているところでございます。ただ、最近、繰越工事などもありますので、ちょっとすぐに供用開始できないところもございます。また、令和4年度に行った工事ですと、今年度の工事ですと、推進工事ということで地中の中に管を通すということで、実際にここの管には公共ますは接続できませんので、来年

度、令和5年度にその上にサービス管という管を接続しまして、そうしますと公共ますを設置できます。その翌年度からは使えるというような形になってございます。

背戸谷地第4団地の関係でございますけれども、下水道法上の接続義務というのがございますけれども、公共ますも全てにおいて設置している状況ではございませんので、基本的に住宅があるところにつきましては公共ますを設置するということが基本ではありますけれども、将来の予定なんかも若干考慮いたしまして運用しているところではございます。空き家のようなところですね、そういったところにつきましては設置していないところもあるというような状況でございます。

それから、今後の背戸谷地第4団地の在り方につきましては、公営住宅の長寿命化修繕計画の質問の中でもお話したところではありますけれども、今現在は第3団地からの移転者のみの受入れという計画ではございますが、令和5年度中に見直しを図る予定でございまして、第4団地も最終的には用途廃止という考え方になるのではないかとといったところも考えますと、今すぐに第4団地の下水道接続というのを判断できないというところではございますので、そちらの住宅の在り方、そちらのほうを決定してから下水道のほうもそれに合わせるというような形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 3点伺いたいと思います。

まず1点目は、212ページの地方公営企業法適用支援業務委託料4,200万円が計上されておりますけれども、この説明を、すみませんが再度お願いしたいと思います。

それから、2点目、終末処理場の耐水化工事に関して今質問があつて、あらかた分かったんですけども、L型擁壁を使って1メートルの周辺を囲むということだと、この間の大水害のときの上がった水位から何センチぐらい余裕が生まれるというふうな判断なんでしょうか、伺いたいと思います。

それから、現在出入口が東側にあるんですけども、あそこは水密化されていない出入口なので、あそこもL型擁壁で囲んで、お寺側の南側の新たに造る出入口を水が入りにくいような構造にするんだかどうかよく分かりませんが、そちらを出入口にするという理解でよろしいでしょうか、伺いたいと思います。

それから、3点目ですけれども、新年度は背戸谷地地内の管渠埋設工事が何か所か予定されておりますけれども、大体、背戸谷地地区の管渠の埋設工事はこれで終了ということなのか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

初めに、212ページ、地方公営企業法適用業務の委託料についてですが、こちらにつきましては、令和6年4月1日より公共下水道事業をはじめとした農業集落排水事業とそれから花火の里ニュータウン汚水処理事業、この3つの事業を国からの指導の下、地方公営企業法を適用するよにということで令和6年4月1日に向けて準備をしているところでございます。これに伴いまして、これまでの公共下水道をはじめ全ての汚水処理事業の事業開始時からの収支の状況、それから資産の状況、これまでの資産の改修の状況などを調査しまして、固定資産の登録などをする、そういった調査のための業務になってございます。それから、令和5年度につき

ましては、直近の開始時の前年度でございますので、そういった会計の開始時の貸借対照表とかの作成であったり、それからシステムの入力であったり、会計システムのこれまでのデータの入力であったり、そういったものを業務委託する内容となっております。

それから、2点目の浅川浄化センター耐水化の工事の内容ですけれども、何センチぐらい余裕があったのか、1メートルの防水壁でどれぐらい余裕があるのかということにつきましては、水害があった後、職員が浄化センターに行って被害の調査をしたときに測った数値になりますけれども、約95センチほど浸水したという形跡がありました。ですので1メートルだと5センチ程度というふうにはなりませんけれども、やはり浸水実績深に基づいてということになりますので1メートルというふうに決定したものでございます。

それから、現在東側に入り口がございまして、それは防水機能はついてございません。その部分の入り口を移設ということではなくて、通常はやはり東側の入り口から入るということを考えておりますので、そちらの扉につきましては防水扉のほうに変更する予定でございます。南側につきましては、緊急時のための入り口ということで考えてございます。緊急時の入り口と、それから工事するとき、浄化センター内で作業したりするようなどきの出入口というような考えで設置をする予定でございます。

それから、現在行っています管渠埋設工事、令和4年度につきましては背戸谷地地区でございます。令和5年度につきましても背戸谷地地区をメインに行いますけれども、令和5年度中では背戸谷地地区は、まだ完成はしないかなというふうに考えてございます。令和6年度で、大体背戸谷地地区のほうは完了させたいなというふうには思っております。そうしますと、残りは箕輪地区ということになりますので、箕輪地区のほうにつきましても令和5年度から、距離は短いですが着手していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、1点目なんですけれども、令和6年4月1日から地方公営企業法の適用を受けるようにしなさいと、上水道と同じような扱いになるということで理解してよろしいですか。

2点目です。終末処理場のその1メートルの外壁を回したとしても、前回の水害のときには95センチまで上がったということで、1メートルのを設置してもあと5センチしか余裕がないというのは、何かすごく心もとないのですけれども。じゃ、何センチ高くすればいいんだという話になると、これも困る話なんです。とりわけ施設の真ん中にある機械施設、この機械施設については、建設時、念のためにということで、ちょっとかさ上げて入り口を造っておいたから浸水を免れたという、そういう話を聞きました。ですので、外周を全部もっと上げるということも、もちろん当然必要なんですけれども、その肝心の機械室、この部分が浸水したらもう、両町区のトイレ全部使えなくなってしまうので、そうならないようにあの機械室の入り口のところも特別に耐水化できるような方法があれば、それもぜひ検討していただきたいなというふうに思うんです。その点を伺いたいというふうに思います。

3点目は分かりました。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

1点目の地方公営企業法適用業務につきましては、おただしのとおり、上水道事業と同じように地方公営企業法の適用を受けるということになります。

2点目の耐水化につきましては、設計をする段階でいろいろと検討はしました。まず、建物、浄化センター内には幾つもあるんですけども、管理棟であったり、浄水処理棟であったり、汚泥処理棟といった、それぞれに機械がありまして、それぞれ基礎の高さなんかも違ったりするものですから、浸水をする高さも違います。それで、個別にいろいろと建物ごとに防水扉をつけたりするという方法もありましたけれども、維持管理の面で将来的な経費がかかるということで、外周に防水壁をつけるということを選択したところでもありますけれども、おただしのとおり1メートルではやはりちょっと心配な面もあります。ただ、どれまで高くすればいいかということにつきましては、今後どれだけの災害が発生するというのはなかなか予見はできないところがありますけれども、おただしあったとおり、今後は機械室、特に重要な部分などについては、さらに個別に浸水対策を行っていくということも、今後引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、9番。

○9番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありますか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 今、同僚議員が212ページの地方公営企業法適用支援業務ということでお尋ねしました。それで、これは令和4年度もたしか2,500万ほど入っています。合わせて6,700万ということなんですけど、前年の実績はまだこれから締めるんだろうと思いますが、どのぐらいまで進捗して、主導権というのはこの支援業務の方がやって、先ほどの話だとバランスシートだと固定資産台帳を整備するということなんですけれども、その入力その他と、もう全部お任せしてやっているんでしょうか。その辺の進捗状態も含めてお聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

令和4年度分の業務につきましては、固定資産の状況の洗い出しは、おおむね終わっているというふうに理解してございます。入力の状況なんですけれども、まず公営企業会計システム、どのシステムを使うかということに関してはまだ決定してございませんので、これからそのシステムを今年度中に決定をしまして、そうしますと、新年度にはそのシステムに基づいたフォーマット、これに基づいてインポートできるような形で収集した固定資産のデータを加工して、選定したシステムに対応して入力して操作できるようにするというふうなことで、令和5年度の途中からはもう既に前年度の決算部分のデータの入力とかもありますので、そういった選定したシステムに沿った形でのデータをつくっていただくというような内容も、令和5年度の業務の中には入ってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりました。

じゃ、再質問なんですけれども、この支援業務というのは、令和6年度も続いてこういった費用が発生するというふうに考えていたほうがいいんでしょうか。それと、実際に令和6年4月1日から運用開始するということになれば、前年度分の令和5年分の貸借対照表とか収支計算書を出す必要があると思うんですが、そちらも出すような形で、まず土台をつくって、それから令和6年4月1日から運用開始するというようなイメージでよろしいんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 今回のこの支援業務につきましては、令和5年度までということで基本的に考えてございます。あくまで地方公営企業法適用を受けるまでの作業ということになります。令和6年度からにつきましては公営企業会計システム、こちらのほうの会社が決まりましたら、そちらのほうの中でどれだけのサポートがあるかということで、そういったサポート面も含めましてシステムのほうは選定したいと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 多分一番苦労するのが固定資産台帳の整備だと思うんですけれども、そこをしっかりとっておかないと、令和6年4月1日から運用されたものが机上の計算だけになってしまいますので、実績と合っていないということになりますので、ぜひ、そこを慎重にやっていただいて、全体的にそういう方向性に今、企業会計のほうに動いているということは事実なので、ぜひともその辺のやり方を、多分一度、上水道でその辺のことを行っているの、それに見合った形で、間違いのないような形でぜひ運用させていただければというふうに思っています。結構です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第18号 令和5年度浅川町公共下水道事業特別会計予算を起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第19号 令和5年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第19号 令和5年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算を起立によって採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、議案第20号 令和5年度花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計予算を
議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第20号 令和5年度花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計予算を起立によっ
て採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、議案第21号 令和5年度浅川町上水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） こちらは先ほど下水道のところでも出ましたように、企業会計そのものです。これを見ていくと、なかなか我々素人では分かりづらいところも部分的にあります。その中でも1つずつ、この本会議の中で全部を説明していただくのは非常に時間的に難しいことなんだろうなというふうに思いますので、1つに絞ってちょっとお伺いしたいというふうに思っています。

まず、企業会計をやる上で、キャッシュ・フロー計算書、キャッシュ・フローについてちょっとお尋ねします。キャッシュ・フロー計算書はとても重要な計算書です。一般的な企業と行政では、若干捉え方が違うのかもしれませんが。我々がやってきたのは企業会計のほうの民間的な捉え方なので、行政側のキャッシュ・フローのやり方と若干違うのかもしれませんが、文字どおり、一定期間区切ってお金の流れを把握する上で、とても重要な計算書です。民間で言えば、一つの経歴書という形になろうかと思うんですが、それはなぜかという企業は投資家に対して、自分の会社をアピールするために有意義な情報を流すんだということでキャッシュ・フローがなされています。上場企業等々は、これは義務づけられていますけれども、そのことでキャッシュ・フロー計算書の意味は時間差、それから利益と現金と預金とのずれを把握して現状を見ることができるということで、非常に有意義です。そこで何点か質問します。

当町のキャッシュ・フロー、これページ数からいうと241ページから始まりますけれども、これは令和5年4月1日から令和6年3月31日までのキャッシュ・フローの予想ですね。そうすると、ご存じのようにキャッシュ・フロー計算書には直接法と間接法2種類ございます。浅川町は、どちらの方法を使っているのか、まずお知らせください。

それから、2点目に、令和4年の当初キャッシュ・フロー計算書と比較すると、期首残高が7,582万円ほど差異があります、令和4年と比較すると。ということは、予定よりキャッシュが増加したとの認識でいいのかどうか、こちらのほう2点ほどお伺いします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

241ページのキャッシュ・フロー計算書ですけれども、こちらにつきましては、令和5年度中における現金の資金の増減額を計算したのになってございまして、こちらの表示の方法ですけれども直接法と間接法がございまして、浅川町においては間接法で表示をしております。

キャッシュ・フローの簡単な見方につきましては、1、業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、通常の業務活動の実施によって資金の収支や投資活動、財務活動以外の収支の内容が表示されることとなります。どれだけ投資や償還にお金がかかるかというような内容となります。

それから、2番の投資活動によるキャッシュ・フロー、こちらにつきましては、通常の業務活動の基礎となる固定資産の取得、それから売却の収支が表示されております。どれだけのお金を投資に回したかということになります。

そして、3番の財務活動によるキャッシュ・フロー、これにつきましては、増資、減資であったり、それから収支、資金の調達、返済に関する収支が表示されております。どれだけのお金を償還に回したかというような内容になってございます。

それから、令和4年度の期首に比べて金額がちょっと変わっているという件につきましては、あくまで今回のこの令和5年度の予算を作成するに当たって12月の段階での試算となっておりますので、そこから3月までの資金の動きということで、実際の開始時とは若干の差があるということでご理解いただければなというふうに思っております。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

大体分かりました。それで、ということは、直接法を選ばないで間接法をやっている。まずは、なぜ間接法なんだろうということになるんですが、そちら分かれば結構なんで、私も通告していないで突然聞いていますので、実際の運用のところでは分からない部分があるかと思っておりますので、ちょっと今わかりませんというのであればそれでも結構ですので、なぜ間接法なんだろうということと、損益計算書では費用に区分される減価償却費が、なぜキャッシュ・フロー計算書ではプラス項目になるのか。損益計算書では費用の部分でなっているのが、なぜキャッシュ・フローになるとプラスの項目になるのかという、このところもちょっと分かりづらいので、もしご説明いただけるのであればお伺いしたいなというふうに思っています。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

キャッシュ・フロー計算書における直接法と間接法の選定でございますけれども、こちらにつきましては、公営企業会計でこのキャッシュ・フロー計算書が必要となったのは、法改正による平成二十五、六年頃からだと思うんですけれども、そのときにどちらのほうを選ぶかということは検討を当然したと思うんですけれども、当然どちらにもメリット、デメリット等があって、最終的にこの間接法を選んだということだとは思いますが、すみません、今現在、はっきりとした明確な答えを持ち合わせておりません。

それから、減価償却費に関する増減の件につきましても、一応、会計の基準等でこの様式も含めまして定められているところでありまして、それに従って実施しているところでございます。すみません、こちらにつきましても、今ははっきりと明確な答えは持っていません。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 直接法と間接法をなぜ選ぶかという、中身が違うんですね。直接法は総勘定元帳から出さなきゃならないです。ということは、全部のことが総勘定元帳に写し直さないと計算が出てこないんですよ。そうすると、間接法はすごく簡単で、一部の損益計算書と貸借対照表、バランスシートがあれば、そちらのほうに計算できるということです。

例えば、この241ページの一番上にある当年度純損失、これは当町が純損失だから純損失で始まっていますが、通常であればここは純利益からスタートするのが通常だと。ここところが一番の問題のところですので、そのところのご理解いただければなというふうに思います。純損失からスタートじゃなくて、純利益からスタートして加減をしていくと。だから、減価償却なんかはプラスに持っていく。なぜかという、損益計算書が現金主義でできているからということになります。企業会計は発生主義ですので、だから減価償却費をプラスに持っていかなきゃなんないという項目になります。この流れというのは非常に重要で、项目的には大分少ないんですが、いろんな試行錯誤しながらよくやられているとは重々理解するところなんですが、ぜひともこ

のキャッシュ・フローというのは非常に大事なところなので。それから、どうしても違うところからお金が入ってくるがために、あまり現金の収支というのが重要視されないところがありますけれども、こちらを単体で考えるのであれば非常に重要なところなので、ぜひともご理解を深めていただいてやっていければなというふうに思っています。

結構です。

○議長（水野秀一君） ほかに質問ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点伺いたいと思います。

1点目ですけれども、この冬は大変な寒波で各地で水道管が凍結をして漏水するという状況になって、町の配水池も水位がどんどん下がって、あわや断水かという状況になりました。建設水道課の職員の皆さんの奮闘で断水という事態は避けられましたけれども、やはり漏水というのは増加しているんじゃないかと思います。

昨年9月議会のときの報告で町の有収率、水道水をつくってお金になった割合というのが75.8%だという報告がありました。4分の1は漏水等でどこかに行っちゃった、お金にならなかったお金だということで。全部が無駄になっちゃったわけではないでしょうけれども、相当な漏水が、今、浅川町の上水道では発生しているということが言えると思います。これは、老朽管などが主な原因だというふうに思うんですけれども。それで、今年の冬のその凍結で、ますますこれは増えているんじゃないかというふうに思うんですけれども、そういう今年の状況が分かれば伺いたい。それから、新年度の漏水対策というのはどういうふうになされるのか、それを1点目として伺いたいと思います。

それから、町水道の一番の使命は、やっぱり町民の皆さんに必要な水道水をきちんと供給するということだと思うんですけれども、やはり不安なのが、各地の井戸の水の状況です。町民のための水道水の確保という点で、井戸の水は十分確保できているのか、この点についても伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

初めに、1点目です。

今年1月末から2月頭にかけて大変、10年に一度と言われる厳しい寒波が来まして、町内全域で多数の水道管の凍結及び破裂が百六十数か所、全部でありまして、そのうち破裂したのが101件ほどございました。これまで、年末から冬期間につきましては防災無線、それから回覧等で凍結防止対策をお願いしますということで、町民の皆さんにはお願いしておりました。また、今回、緊急時で大変逼迫しているということで、防災無線で町民の皆様に協力をお願いしたところ、町民の皆様の協力のおかげもありまして、何とか乗り切ることができました。本当に町民の皆様には、ご協力に対しましてお礼を申し上げたいと思います。

漏水の状況でございます。令和3年度につきましては、水道本管のほうの漏水が非常に多く、なかなか見つけられなかったということで、有収率が悪くなりました。令和4年度につきましても、通常一定数の漏水というのはございます。特に大きな、見つからなくてちょっとこの漏水量は多過ぎますねというような状況ではなかったんですが、やはり1月から2月にかけての寒波の影響による漏水、これが令和4年度中どれぐらい大きくなるのかということにつきましては、ちょっと今のところ、それなりに影響はあるのではないかとこのふう

には思っておりますけれども、今、検針中でございます、3月頭から水道の検針をしていますので、これによって、大体どれぐらい量が多かったのかなというのは分かるかなというふうには思っております。また、新年度につきましても、やはりそういった事態にならないように、漏水調査を早め早めに、量が多くなってきたらば漏水調査をして速やかに復旧してまいりたいと思っております。

それから、水道水の供給の状況なんですけれども、水源としています深井戸なんですけれども、井戸を掘りましてから年数が経過してございます。年数経過とともに、やはりどうしても取水量の低下は、だんだんに長い時間をかけて低下していくという状況でございますので、計画的にこういった井戸のメンテナンスであったり、それから新しい井戸を掘るといようなことで計画はしてございます。

今現在、大明塚地内、JT跡地に新規水源ということで井戸を掘って、いろいろな試験をしている状況でございます。令和5年度中には、その井戸の設備の工事、電気の工事、それから通信装置の工事などを行いまして、令和5年度のなるべく早い段階で供用開始といいますか、東大畑浄水場系の水源になりますけれども、新規水源ということで確保して、東大畑浄水場系では3本の井戸に、今現在2本の井戸を使用しておりますけれども、3本になります。これによって、安定的な供給を図っていきなというふうには思っております。

それから、水道施設も含め、水源としている井戸につきましても、経年による劣化がありますので、計画的に井戸の作製、井戸を掘ること、それから、浄水場の維持補修や更新などについても計画的に考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○9番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、課長からも説明がありまして、浅川の水道は本当にそういう意味では誇れるもの一つだと私は思うんです。水質で臭いもないし、全戸に近い、ほとんど全戸と言ってもいい、そういう水道が入っているということを考えれば、やはり浅川町のこの上水道は誇りに思って、私は胸を張って言えるのではないかなというふうに思うんです。そのためには、本当に今、課長からあった様々な努力を日頃しておるということで、敬意を表したいと思えます。

今年は、町民の中で話になっているのは、あの寒さの中で、広報の影響もありますけれども、水道が断水したり、弱くなってちょろちょろしか出ないなんていう、そういう話がなかったんですね。と同時に、もう一つ、町民からの声としては、除雪の作業が非常に早く始まって、今年は本当に、1回だけではあったけれども、雪掃き、これは町が本当に早くから手を打ってくれてありがたかったと、こういう声が出ておまして、非常に私もうれしいことというふうに考えています。どうぞ、なお一層努力していただきたいというふうに思います。

そこで、一つだけお尋ねします。

いわゆる地震に弱いと言われるエタニットパイプ、エタパイですね、これが本管なり、主要な幹線に使われているんです。ただ、あの大地震で、このエタパイが大きな故障もなく破裂もなくひび割れもなしというふうな、そういうことで安心したんですけれども。ただ、下水道の工事なんかをやる場合には、このエタパイから鋼管等に替えているということがあります。このエタパイに対する更新というんですかね、改めて長寿命化の

鋼管にするというような、そういうものはどういうふうにならされているんですか。そして、エタパイを使っているところは今でもかなりあると思うんですが、その辺の状況、説明を願いたい。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

上水道の配水管、送水管における管の状況でございますけれども、昭和49年まで、水道事業を開始いたしまして、当初の頃は、昭和40年代から50年代につきましては石綿セメント管という管を布設していたところでございます。これらにつきましては、継ぎ手も含めまして管自体の耐震性が低いということから、現在は耐震管である高密度ポリエチレン管というものに布設替えをしているところでございます。令和4年度におきましても、背戸谷地内地下で下水道工事関連で工事を行いまして、布設替えを一部行いました。

令和4年度末における石綿管の延長は1万344メートルになる見込みでございます。管の全延長は9万5,947メートルでございますので、石綿管の占める割合は約10.8%となりました。これまで石綿管の布設替え等によりまして、耐震管でありますポリエチレン管、こちらの延長につきましては1万1,685メートルとなりました。石綿管の延長につきましては、これまでの布設替えによりまして5,175メートル減少している状況でございます。

令和5年度につきましても、下水道工事に関連した道路工事に併せまして、そういった石綿管のほうの布設替えは計画してございます。県道の浅川停車場線、こちらは福島県の施工する工事ですけれども、こういった工事にも併せまして、送配水管を耐震管であるポリエチレン管に布設したいというふうに考えてございます。それから、令和5年度実施設計を行います里白石地区の里白石木和田塚線、こちらにつきましては令和6年度から工事を予定しておりますけれども、そういった工事にも併せて、石綿管の布設替えの工事を行っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 了解です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第21号 令和5年度浅川町上水道事業会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第1号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

ここで、10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの上野信直議員の答弁漏れに対して、企画商工課長より答弁させます。

企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、ニュータウンの戸数についてなんですが、先ほど滝輪2区の世帯数とほぼイコールになるのではないかということでお話ししましたが、滝輪2区の3月1日現在の世帯数ですが、世帯数は62世帯となっております。

ただし、1軒の中で世帯が分かれているというのも何軒かございますので、実質はこれより低い戸数になるかと思えます。

以上です。

◎請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第10、請願第2号 議員定数の削減についての請願書を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点伺いたいと思います。

定数削減に対するメリット、デメリット、これをどのようにそれぞれ考えておられるのか、1点目として伺います。

それから、2点目ですけれども、検討会の中で、議員定数を削減しないで議員報酬の削減、これを検討してはどうかという提案をいたしまして、そういう検討もいいねという声もいただきました。そういう議員報酬の削減ではなくて議員定数の削減に賛成するという、その理由について伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 紹介議員として、今の質問に答弁したいと思います。

まず、削減に関してのメリット、デメリットということでありますけれども、この削減に関して、やはり考慮する場合に、人口減少、いわゆる人口要因、それから財政要因、それから住民の意向というところが考慮されます。

まず、人口要因としては、本請願書の提案者である提案理由に、人口比の減少に伴う議員の比率という要因の絶対的提案の要望でありました。そのほかに、人口要因として、やっぱり大事なものは、今後の少子化、そして若者の流出などのそういった背景からする人口の推移、これは大きなものかと思えます。

それから、財政要因としましては、取り巻く公共施設の老朽化に伴う今後の財政の増大、そして住民意向としては、やはり、住民が期待する議会へのそういった期待に十分に答えられてない現状というところは大きいかなと思います。

これらの3つの要因を、やはり考慮すると、どうしても、やっぱり議員定数の削減は避けられないというふうに思っております。

そういったことで、メリットというところでは、まず、我々議会としては、やはりそういった町民の負託に答えていくと、そういった議員自ら身を切ることによって、そういった期待に、信頼に応えられるというところが1つかと思います。

デメリットというところでは、当然ながら、私、この議員定数については、町議会の根幹に関わる重要事項であるかと思えます。定数削減というところからは議会制民主主義、そして、民意を反映するということでは重要な事項であることは十分承知しているつもりでございます。しかしながら、議員の定数の多さが、より多くの民意を反映するという考え方は、決して正しいとは思っておりません。いかにして、議員定数というところで、自ら議員が質を高め、そして効果的に反映するかであると思っております。

そういったところから、今回、議会議員が自ら決断をもって身を切ることが、議会改革の一つの方法であるというところが紹介議員としてなったものであります。

ですから、決してメリット、デメリットというところでは、慎重かつそして十分に考慮した上での紹介ということになります。

それから、最後の議員報酬の削減というところでは、改革会議でも検討を重ねてまいりましたが、やはり、議員の成り手不足というこの現状があります。それらに対して、やはり、少しでも若者、女性とそういった幅広い人材が議員としてなるということであれば、やはり議員報酬というところでは、決して削減するべきではないと私は考えます。そして、少しでもそういったところで、幅広い人材が議会に、いわゆる目指してくるといふ、やはり夢、そういった構築をしなければならないという考えから、そのように今回賛成したものであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ありがとうございます。

再度お聞きしますが、メリットについては、町民の負託に応えられるということでありました。

そういうのが背景にあるんでしょうけれども、実際に、議員定数を削減すればこういういいことがありますというのがメリットなので、その部分に絞って再度お答えいただきたいと思います。

それから、デメリットについても、議員定数を削減すれば、こういうまずい点がありますというお考えを伺いたいと思います。

それから、2点目の、議員の成り手不足ということから、議員報酬の削減というのは考えるべきではないというお考えなんだろうなというふうに理解をしましたがけれども、町村議員の場合、浅川町の議員の報酬は22万何がしなんですけれども、国保税とかいろいろ払うと、実質手取りは十七、八万円です。これで、若い人たちが仕事を辞めて、そして議員になろうという報酬にするためには、さらに10万円、20万円上積みしなければ、これはできないだろうというふうに思うんですけれども、小さな町村では、それは私は不可能だというふうに思います。

ですから、残念ながら、市会議員だったら別ですけれども、町村の議員で、それだけの高い給料を支払って、若い人というのは、これは難しいというふうな私の考えなんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 今ほどの質問でありますけれども、まず、メリット、デメリットの具体的な部分というのがありますが、まず、メリットというところでは、先ほども申し上げました、町民が議会に求めているというところで、まず町民の声に耳を傾け、町政の監視役としての機能、政策、立案していくと、そういったいわゆる期待でございますけれども、まず、メリット、確かに、2人削減によって議員報酬の費用というところでは削減されますけれども、その分で大きくいわゆる町政の事業に大きくプラスになるかというところでは、そうではないと思います。しかしながら、少数精鋭という言葉もございます。まさに、そういったいわゆる身を切ることによって、議員自らが危機感を持って町政に真剣に取り組んでいくというところが、こういう姿勢は町民も、やはり評価していただくと、私は信じております。

デメリットというところでは、当然ながら、削減するということになれば、町民のそういった意向が、いわ

ゆる届かなくなるのかという心配は一部ございますけれども、逆に、浅川町は、町自体が他町村から比べればコンパクトであります。そういった面からは、私は、十分にそういった民意を、やっぱり耳を傾けることもできるということでは、私もデメリットというところはあまりないのかなというふうに思っております。

あと、3つ目の議員報酬というところでもありますけれども、我々議員は専門職か職業かといえば、やはり決してそうではございません。しかしながら、これをやっぱりなりわいとしているところでも、決してはないと思います。いわゆる、それぞれ議員は、自らのやはり意志を掲げ、町民の福祉向上に努めていくということになれば、やはり報酬が全てではなくということでもあります。しかしながら、やはり、こういった物価高の、いわゆる世の中の状況からすれば、一定以上に、それは多いほうが決して悪くはございませんけれども、あくまでも、我々は、そういったことで使命を果たすと、責務を果たすというところの、あくまでも報酬というところの観点から、そういったことで、議員報酬としては認識しているところであります。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） まず、冒頭に申し上げなきゃならないのは、町民の皆さんから、こういった形の請願が提出されたということは、議会として非常に恥ずかしいことだと私は思っています。

流れとして、我々が少なからず議論してきたことが、透明化、見える化してないために、町民の皆さんに届いてなかったんだろうという反省があります。基本的としては、私も賛成の方向なんです。

賛成するのは賛成するでいいんですけども、そのときに、先ほど今、同僚議員からも質問ありましたメリット、デメリット、どんなものがあるんだということを、しっかり我々議員は頭に置いて、なおかつ、改めて町民の皆さんにパブリックコメントなり何なりで、町民の総意というものを、もう一度考える必要があるんだろうなというふうに思っています。

一度、大分前になりますけれども、アンケート取って、そのときに議員定数の問題、それから報酬削減の問題、そちらのほうが上位を占めたということも重々承知しております。ですから、町民の皆さん方は定数削減の方向に動いているだろうと。今回、定数削減の請願書が出ましたので、これはこれで、私はもうその時点で、賛成に回らざるにはおれないだろうと思います。

ただし、その中に先ほど重要なことがありまして、メリット、デメリットを考えたら、私は、メリットよりデメリットのほうが大きいんです、はっきり言わせてもらおうと。じゃ、どういうデメリットがあるんだということなんですけれども、まずは、少ない人数でどうやって民意を反映するかという問題が1つあって、それから、少数精鋭より多数精鋭なんです、今は。

それから、専門性を持った議員がいっぱい集まる。これも重要なことです。

それから、行政とのなれ合いが、これ一般的な話ですよ、私が言っているのは、浅川町のことじゃなくて一般的な話です。なれ合いになるんじゃないかということ。

それから、議員定数減少と経費削減と、議会の監視機能、住民の意思の反映との両面を比較検討するべきだというふうに思っています。

それから、諸外国という話をすると突拍子もない話になりますけれども、実際には、諸外国を見ると相当数、

3倍ぐらい、フランスなんかは3倍ぐらいいます。この人口で。なぜそういうふうには、それは報酬の問題もあります。イギリスもそうです。ドイツもそうです。皆さんそうです。じゃ、何でそういうふうになっているかという、幅広い意見を集めるためです。そのために多くしているんです。少ない村なんかは、全員が議員だという感覚でやっている村もあります。これも事実です。

それから、少数では、質疑、質問もほとんどなく、議会としての役割を果たせなくなるんじゃないかという問題もあります。それで、定数削減すれば、ここが問題なんです、現職議員の強みが増し、若年層、女性の立候補なんて、もうなくなるんじゃないかということだと思います。

それから、各界各層の議員構成とならず、議会が停滞するということ。多種多様がなくなるということだと思うんです。

私はそれでも、それでもですよ、今まで我々議員が自分の襟を正さず、この問題にちょっと後ろ向きでいたがために、町民の方が見かねて今回請願されたということを重々、重く受け止めなきゃならないというふうに思っています。

それで、質問なんですけれども、それと併せて議会の活性化という意味で、いろんな方法があると思うんですよ。これとこれをやりましょうとか、これをやりましょう。定数削減した暁には、こういったことも進めなきゃならない。これは同時で進行しなきゃならないことだと思うんですけれども、そのことが、もしあるのであればお聞かせ願いたいというのと同時に、やっぱり私は、請願者の方とお話しさせていただいて、本当に人口の比だけで定数削減ということを請願されたのかどうか。ほかにも何かいろいろ理由があるんじゃないですかというようなことをお聞きしたかったんですが、私も、これはミスで申し訳ないんですけれども、冒頭の委員会付託、こちらのほうで異議なしというような形で、私も異議ありみたいな話ができなかったのも、これは私の不徳の致すところ。そういった議員みんなが共通認識を持ってこの問題に当たって、なおかつ賛成、反対、いろいろあろうかと思えます。

でも、流れはそっちの方向で、賛成の方向に行っているんだという形の中で、いろんな議論をさせていただいたほうが私はよかったかなというふうに感じています。今、非常にそう思っています。ですから、自分の不甲斐なさを痛感しています。ここ何日間ずっと考えてきました。どうしたらいいんだということ。

ただ、今回これが終わって、請願が賛成で成立しようか否決されようか、今後もこの問題に対しては、定数の削減の流れの中で、皆さんで共通認識を持つために、いろんな議論を果たしていきたいなというふうに思っています。このことだけは間違いない方向だというふうに思っていますが、先ほど言いましたように、定数削減と併せてどんなふうにして町民の皆さんにこういったものを見える化させるんだという方法が、もし、お持ち合わせであればお伺いしたいというふうに思っています。お願いします。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 今ほどの意見ですけれども、まずこの問題、やっぱり議会として先送りしてきたということが、今のこの請願につながっております。

請願書の提案者についても、決して人口の要因だけではなく、先ほど申しあげました町の財政要因、そして町民のアンケート等の結果にもあった、そういった民意というところでは、十分、全て考慮しての提案だというふうに私は認識しております。

そして、議会改革会議でも、数回この問題には議論してきましたけれども、結論は出ておりません。しかしながら、多くの同僚の議員の皆さんが自分の考えで意見を述べられてきました。

よって、この請願書を機に、再度やはり私も、先ほどの木田議員の意見のとおり、一旦は、議会で十分にまた再度審議して、一つのそういった方向性の共有というところでは大事かと思えますし、やはり改めて議員自らが、今回のこの請願書をもって、改めて町民の意向というところでは十分認識して前へ進んでいくということがやっぱり大事だと思えますので、そういったことで答弁とさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 多分、皆さん各議員の方はそう思っているんだと思いますが、一番最優先させなきゃならないことは、議会の質を上げる、この1点だと思っています。

そのために、どうするんだという方策がいろいろあるんだろうと思えます。それは削減したほうがいいのか、逆に、増やしたほうがいいのか、そういうの。

それから、片側では、財政面で見れば非常に厳しいんだと。じゃ、2名の分で約700万円かそのぐらいの費用を削減しましょうというような、いろんなことがあろうかと思えます。

先ほど私が質問したのは、活性化する、質を上げるためにどんなことがあるんだと。それから、町民の皆さんにお知らせするために、いわゆる透明な議会であるがために何をしなきゃならないかということがあるんだと思えます。

例えば、ほかでもみんなやっています、議会のライブ中継だとか、いろんな費用もかかります、片側には。それを度外視して、こういったこともあるだろう、ああいったこともあるだろうということの中では、そういったこと。それから、中期財政の問題の検討委員会だとか、今まで過去に遡って、どのぐらいの財政状態で来たんだというようなことも議会の中で検討しなきゃなんないし、それから、いわゆる録画中継してライブで見られない方に見せるとか、それから、いわゆる反問権、今はないんだと思いますが、執行側から逆に議員のほうに反問権だとか、いわゆる意見の活発化させるためにそういったこともあるだろうし、それから、文書の質問だとか、一年中にわたって、こういう本会議だけじゃなくて、一年中質問をするというような形で活発化させることが非常に重要だし、今後については、土日開催だとか、夜に開催だとか、ほかの市町村でもやっているようなことで、いいことであれば取り込んで、いろんな諸問題があろうかと思えます、課題もあろうかと思えますが、そういったことが、いわゆる議会の活性化になり、なおかつ質を上げるという方向に行くのであれば、そちらのほうが一番いいんじゃないかなというふうに私は考えていますので、ぜひとも、その辺のところもかみ合わせた中でご検討願えればというふうに、私は思っています。

以上です。結構です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今いろいろ議論がありました。私は、この中で一番古くなりまして、長い間お世話になってきたわけですが。そういう中で感じるのは、近頃の議会は、活発な議会になってきたということが、私は一言で言えると思えます。1人として、例えば、会期中1回もしゃべらなかつたというような議員は、この浅

川町にはいません。そういう意味では、私は、本当に活発になってきたなというふうに思っているところで、事実として。

ただ、今こういう請願が出まして、請願者にお尋ねしたいということではありますが、答弁の中で、いわゆる若者や女性の方も、ぜひ、この議会に出てもらって活性化する。こういうことも必要なんだという、そういうことも言われました。

しかし、私の経験からしても、定数を減らせば女性が出てくるなんてことは、これは理想論です。定数はやはり減らさないで、そして女性や若者にも門戸を開く。そのためには、今、5番議員さんが言われたように、町民に浅川町の議会を見える化する。あるいは、町民の方々との接点を多くしていくというようなことも、私は、今後、必要になるだろうと思います。

しかし、浅川町でも18から14もあったんですかね。かなり減らしているんですね。そのことによって、特別なぱっとしたことが出てくるということではないんだと思うんです。やっぱり当選した議員がより研さんを積み、議会での議論を高めていく。そのことが町民の信頼を得てくるというものにつながるんだと思うんです。

ですから、やはり、そういう意味では、この改革検討会の中でも結論としても出ておらないし、もっと論議をしていくということが、この前に必要ではないのかなと思うんですが、そういう点で、1番議員さんも、ぜひ、この紹介議員の方にも、これからやっぱりもっと活性化していく、そういうことの策を、具体化していくという過程の中で、やっぱりいろいろ今後の問題としては、こういう問題も確かに考えていく必要があるんだろうと思うんですが、今の時点では、やはり全国的にも、管内でも減らすというようなことはありません。まだ、地方では、成り手不足というような方向では、まだなっていないのではないかなとも思うんです。

ですから、やっぱりこういう時期に減らさないで、若い者や女性、様々な町民の負託に応える。こういうものがいいのではないかなと思うんですが、その点ではどうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 1点、勘違いされている部分がございますけれども、若者、女性の登用というところでは、私、先ほど答弁したのは、議員報酬を削減するということになれば、それは若者、女性というところのそういった門戸が狭まってしまうでしょうという答弁させていただきましたので、そこは、ちょっと解釈が違っておりますので、訂正させていただきたいと思います。

それから、やっぱり、町民の信頼にできていないというところで、やはり、ここ何年という問題ではなくて、やはりそういった長い目で、町民も議会に対して厳しい目で見てきたという積み上げかと思えます。

確かに、最近、私は10月から議員になっておりますけれども、なったときに、やはり常任委員会の活動、いわゆるそういった議員も機動力を持って、そういった事業の現場を見たり、そういった先進視察とか、そういうところまで、非常にひとつ議員活動の大事な部分ということでは期待しておりました。

しかし、現状は、全くもって常任委員会動いておりません。他町村は、いわゆる大事な予算審議においても特別委員会を立ち上げてやっておりますが、浅川町にはなかったと。

これについては、今回、議会改革会議で予算検討委員会を立ち上げるということで、私も強く要望させていただいて、その方向でいくことになりました。そういったところですね、まだまだ、議会の本来の、先ほど言

った町政の監視機能というところでは、まだまだ十分になっておりません。

ですから、一つ一つこれから改革というところで行きますけれども、先ほどから申し上げているとおり、やはり、この信頼がなくなったというところでは、すぐ解決できるような問題でもございません。やはり、一つ一つ信頼を重ねていく。そして町民に納得いただいていくということは、やはり、このアンケートでも多かったこの定数の削減という意向、これを、やはり私は無視はできないというところが、削減は決して避けられないというところに至った結論でありまして、そういったところから賛成しているというところがございます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。10番。

○10番（角田 勝君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町民の方がせっかく請願を出されたので、請願者の方が傍聴席にお見えになっているというときに反対討論するのは本当に心苦しいんでありますけれども、請願者としても、率直な考えを聞きたいんだということでこの請願を出されたということを議会運営委員会の中で聞きましたので、私のこの問題に対する率直な考えを、反対する考えを述べさせていただきたいと思います。

私も定数削減を全く否定するものではありません。これまで開かれてきた検討会でも、定数削減を絶対にすべきじゃないという議員は、誰一人いませんでした。

ただ、時期尚早であるというふうに考えます。今度の議員選挙から2人減らすというのは時期尚早だと。

その理由を申し上げたいと思うんですけれども、定数削減の実質的なメリットというのは、経費の節減しかないんです。ほぼこれだけです。

デメリットは、先ほど5番議員さんが詳細に述べられましたけれども、本当にたくさんあるんです。簡単に言えば、住民の声が届きにくくなる。町政の監視機能が弱まる、あるいは当選ラインが上がって新人が立候補しにくくなるなど、たくさんあるんです。

検討会でも議論をされて、その中でも提案しましたけれども、経費の節減だったらば、議員の定数を減らすのではなくて、議員報酬を引き下げることでも実現できるんじゃないかと。これならば議員定数削減のデメリットは全て回避できる。定数削減は議会が身を切る改革だというふうに言われていますけれども、考えてみれば、当選した議員は痛くもかゆくもない。身に傷一つつかない、そういう方法です。切られるのは民意だというふうに私は思うんです。報酬削減は全議員が身を切る改革であります。ぜひ議員報酬の見直しを検討会の中で議論する時間を与えていただきたいなと思います。

定数削減が町民の声だというのはそのとおりであります。私も、役に立たない議員が何人もいても無駄だという声は、これまで何度も何度も聞かされてきました。今、そう言われぬような議会になるために、検討会で様々な議論を重ねております。議会の活動をよく知ってもらうために、議会の模様をユーチューブで配信し

たらどうかとか、各方部での議会報告会を開いて、議会の状況を住民の皆さんに説明すると同時に、住民の皆さんの意見を直接聞く場を設けたらどうかとか、あるいは住民の声を積極的に聞く広報広聴委員会の設置をしたらどうかとか、議会の調査能力を高めるために常任委員会の活性化、これを図るべきではないかと、様々町民の期待に応えられる議会になるために、今、浅川町議会は、議会始まって以来でありますけれども、議会改革に踏み出しております。

請願者の思いはよく分かるんでありますけれども、そういう状況でありますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 賛成討論をいたします。

私も、自分の気持ちを文面にしたためましたので読ませていただきます。

現在の浅川町を取り巻く環境は、少子高齢化による自然減と、転出が転入を上回るなどの社会減により、人口の減少が続く状況にあり、少子化対策、子育て対策、高齢者対策と、さらには地域活性化のための町民の声を広く届けることが重要であり、議会と議員個人の活動の活発、活性化が求められております。また、その責務を認識しているところでもあります。

本町の人口は、平成19年に議員定数が14人から12人に削減したときの1月末人口は7,403人、今年の令和5年1月現在は5,984人と、1,419人が減少しております。また、令和5年1月人口は、令和4年1月比で168人の減と、減少幅が増加している状況でございます。

また、さきの基本計画策定時の町民アンケートでは、行財政改革の重点項目として、議員定数の削減が最も多い46.7%を占めました。この結果は、多くの町民の考えと受け止めるべきと私は思います。

また、平成19年に14人を12人に削減したときの議員1人当たりの町民人口は617人、16年後の今回、10人に削減した場合は議員1人当たり598人と、差はほとんどありません。議員定数の多さが町民の考えを広く開ける、今は削減時期ではない、状況を見て等の意見も多々ありますが、仮に10人に削減しても、議員1人当たり人口差はなく、また、町総面積も37.43平方キロメートルと管内町村に比べ小さく、議会と議員活動の活性化により、広く意見を聞き届けられるものと確信しております。

このような現況から、今回、請願書が提出されたものとも考えております。

アンケートの結果に込められた町民の思いと、請願書提出者の思いを真摯に正面で受け止め、人口動態、面積、財政規模等を見ると、議員定数の削減は正と負の面がありますが、これは大きな課題であり、慎重かつ重要な判断が必要であります。今後の町議会としての十分な検討、協議、審議がなされることを強く望み、議員定数削減の請願書採択に賛成いたしますとともに、議員の皆様にも賛成いただくことをお願いし、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに、討論。

〔「賛成討論」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 反対。

〔「いや、違います」の声あり〕

○議長（水野秀一君） まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 先ほどもお話しさせていただきました。

請願が上がってきた時点、それから特別委員会に付託しなかった時点で、私はこの請願に賛成するという形を取らせていただいています。議員定数削減の方向性については、基本的に賛成請願と承知しています。

我々議員も、議会改革検討会を通して、定数削減について議論の機会がありました。ただし、議論半ばとの認識です。なぜなら、議員定数問題は、繊細で、大局を持って論じるべき事項と考えますし、住民の方からの請願をもって議論するのではなく、議員自ら襟を正しながら発案、議論すべき事項です。これが遅れたということが1つの原因になっています。我々が遅れているんです。議員は住民の意思をできるだけ把握し、それを議会という場に反映する、ある意味人口を伴って議員定数を考えることは、至極当然の発想になります。

では、なぜ、国は平成15年1月1日施行の地方自治法91条にて、定数の上限のみを定めたのか。94条において、条例によって議会を置かず選挙権を有する者の総会を設けることができると明示したか、よくよく考慮すべきです。そもそも議会は、住民自治の基盤であり、合議制の住民代表機関として地域住民の多様な意見を反映しながら合意形成を進め、団体意思を決定するという重要な役割を有しており、独任制の長にはない存在意義があります。人口により住民の意見をも多種多様になり、様々なものが出てくるわけです。だからこそ、人口の減少により定数削減と叫ばれることになります。

住民、マスコミにおいても、議会を論じるとき、必ず定数削減、議員報酬の削減と決まった論法が大勢を占めます。ただそれだけでよいのか、住民の代表を減らす理論的根拠があるのが重要となります。長期的視点や大所、高所から、視点から考えなければ意味のない削減になりかねません。鳥の目のように、高いところから町全体を見渡すことが重要です。あくまで方向性としては論じるべき案件であります。改革検討会の中でも議論されました。議会の質を上げること、常任委員会の活性化、より広い層の声を拾い上げることが肝要かと考えます。特に、マイノリティー、いわゆる少数派の声が議会に届かなくなる環境をつくるのが危惧されます。

ですから、定数削減と同時に、それらの手当ても必要不可欠となります。住民の方々は浅川町議会の定数を把握しているか、また議員全員の名前と顔が一致していますかという側面もあります。議会そのものを広報、周知すること及び議会をもっと身近に感じていただくことが、最も優先されるべき意見もございます。住民の方々が、感覚的には、議員は何か多いし、無駄な経費がかかっていると思う方が多いことは承知しています。逆に、住民の方々へ、定数は何人が妥当かとアンケートを取った場合、どのような答えが返ってくるか関心のあるところでは。

今回の請願に対しては、内容的に真摯に、そして丁寧に議論すべき案件です。現議会に重ねて議論すべき事柄があるように思われます。定数削減のメリット、デメリット等々を、全議員の共通認識として共有することが大切であるとの考えから、本来であれば、浅川町議会会議規則第92条1項による特別委員会へ付託し、議論

を重ねると同時に、住民の方々へ幅広い意見を求めるためにもパブリックコメントを設けるのが、通常の手続という意見も聞こえてきます。というのも、25歳以上の有権者は、誰もが議員になる資格があるのと同時に、定数削減という問題が請願により採決されることに対して、一議員として請願者の方に対して大変申し訳なく、じくじたる思いがあります。

以上、いろんなことがあるんですが、この請願を見て、特別委員会に付託されなかったことをもって、これは請願者に対する賛成意見という形になります。ただ、否定的なことも私、今、お話ししました。ということは今後、議会の中でもう少しもんで、いろんなことで共通認識を持つということを経験してやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、請願第2号 議員定数の削減についての請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第2号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第11、同意第1号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、これまでの例によりまして、教育長、真田秀男君の退席を求めます。

〔教育長 真田秀男君退席〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、教育委員会の教育長、真田秀男氏が、令和5年4月1日をもって任期満了となり、引き続き、教育委員会の教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、浅川町大字浅川字背戸谷地171番地の2、氏名、真田秀男、生年月日、昭和33年4月11日。

同氏は、平成31年4月1日より教育委員会の教育長となり、現在に至っております。

よろしくご審議いただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、同意第1号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

教育長、真田秀男君復席。

〔教育長 真田秀男君復席〕

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君に申し上げます。

ただいま、起立全員により教育長の任命に同意することが決定されました。

自席にて挨拶をお願いします。

教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） ただいまは、ご同意を賜りましてありがとうございます。

浅川町には、歴史、文化、自然、人物など、日本に誇れるものがあります。子供たちが、ふるさと浅川を一層誇りに思えるような教育に、今後、力を入れてまいりたいと考えております。

また、学校建設につきましても、これからも議員の皆様のご指導とご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第12、同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、教育委員会の委員、近藤源悦氏が、令和5年3月31日をもって任期満了となり、引き続き教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、浅川町大字太田輪字二渡40番地、氏名、近藤源悦、生年月日、昭和30年1月30日。

同氏は、平成31年4月1日より教育委員会の委員となり、現在に至っております。よろしくご審議いただき

たいと思います。

〔「生年月日間違っている。37年」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ただいま生年月日を間違えたみたいで、もう一度申し上げます。

生年月日、昭和37年1月30日。

以上です。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、請願第1号が採択されましたので、追加日程、意見書準備のため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時34分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（水野秀一君） ただいま、町長から、議案第22号 浅川町個人情報保護法施行条例を定めることについての議案が提出されました。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、日程第14及び日程第15を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、発議第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 追加日程第14、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから追加日程第14、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを議題とします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 追加日程第15、議案第22号 浅川町個人情報保護法施行条例を定めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、本定例会初日に、福島地方検察庁との協議に時間を要しているため撤回させていただいたところですが、3月6日付で協議が調ったため、追加提案するものです。

内容につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による、個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、浅川町個人情報保護条例の廃止を含めた同法の施行に関し、必要な事項を定めるものであります。よろしくご審議いただきたいと思えます。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、補足説明したいと思います。

お配りしてあります、まず、総務課資料、右上に令和5年第1回定例会総務課資料ナンバー1、それからカラー刷りの資料ナンバー2をご用意いただきたいと思います。

ナンバー1のほうですが、議案第22号 浅川町個人情報保護法施行条例を定めることについての概要です。

まず、制定の理由でございますが、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの流通及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、国の行政機関、民間事業者、地方公共団体で、縦割りでありました個人情報の取扱いのルールを統一化するもので、個人情報の保護に関する法律が改正されたものでございます。

浅川町でも、個人情報の取扱いには、これまで個人情報保護条例、平成16年に制定されたものでございますが、今回の統一化が、令和5年4月1日から改正保護法に基づく運用となるため、浅川町個人情報保護条例を廃止し、新たに浅川町個人情報保護法の施行条例、必要最低限のものになりますが、その条例を制定するものでございます。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 一番大きなところは、町の個人情報保護条例を廃止をしてということだというふうに思うん

ですけれども、今までの町民の個人情報を守ってきたのが、この条例であります。これを廃止をして、何によって町民の個人情報を守っていくのかということだと、この第1条にある個人情報の保護に関する法律、これによって町民の個人情報を守っていくんだと、こういうような理解でよろしいですか。その点を1点伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

まず、資料カラー刷りの1ページ、もう一度見ていただきたいのですが、現在、いろいろな方、町民、民間事業者ということであれば、従来からも個人情報保護法での適用を受けていたわけですが、浅川町が持っている個人情報につきましては、個人情報保護条例、この緑のほうのものになります。それは、浅川町が所管していて、対象は浅川町のいろいろなデータなり、そういったものが個人情報保護条例で、今までは規律、ルールで定めていたものを、今回、全ての機関で新しい個人情報保護法になるということでございます。

ですので、新しい法律で全ての取扱いが統一化されるというところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 1点伺いたします。経過措置について伺いたしたいと思います。

こちらの議案書の4ページの6番です。3条の6、そちらが多分、旧の施行前においてということをやっていると思うんですね。こちらの説明のところの2ページ目、個人情報令和5年4月1日以降もということなんですが、この経過措置が終了する時期というのはあるのか。経過措置が終了した場合には、3条の6が削除になるのか、伺いたします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） ちょっと私、専門家ではございませんが、この経過措置につきましては、当面の間、別な法律ができるまでは、この経過措置は、当分の間というか、別な法律が施行されるまでは、この経過措置は生きるものだと理解しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） ただ、この6のところに書いてあるのは、「施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報であって」ということで、施行前において旧の情報を知り得たというのが、まず前提なんですよ。旧の情報を施行前に知り得た。それは、新しくなったときには、じゃ、例えばですけれども、流出した情報、人伝えなり、文書なりで流出した情報が、例えば、捜査機関で調べられて、施行前において知り得たのか、施行後に知り得たのかという問題で、こういう1年以下の懲役と2年以下の懲役と2つに、新しいほうは2年になっていますよね。古いものが1年。ですから、それを定義づけられるある一定の期間、2年ないし3年経過したときで、もう旧の状態で知り得たなんていうのはあり得なくなった場合は、私は恐らくなくなるのかなという解釈でいたんですが、後で精査して調べていただいて、教えてもらえればと思います。

○議長（水野秀一君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから追加日程第15、議案第22号 浅川町個人情報保護法施行条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時59分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（水野秀一君） ただいま議会運営委員長から、発委第2号 浅川町議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについてが提出されました。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、日程第16を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

追加日程として議題とすることに決定しました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 追加日程第16、発委第2号 浅川町議会の個人情報の保護に関する条例を定めることに

ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、金成英起君。

○議会運営委員長（金成英起君） 浅川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

地方公共団体の機関において、令和5年4月1日から改正個人情報保護法による全国的な共通ルールが直接適用されることとなったことに伴い、浅川町個人情報保護条例は廃止となります。

議会は全国的な共通ルールの適用対象から除外されており、また、浅川町議会が保有する個人情報の取扱いが定められている浅川町個人情報保護条例が廃止となることから、浅川町議会としても、引き続き、議会の保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な事項を定めるため、議会における個人情報の保護に関する条例を新たに制定することとしたものでございます。

なお、条例の内容につきましては別添のとおりでございますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから追加日程第16、発委第2号 浅川町議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 零時05分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（水野秀一君） ただいま町長から、議案第23号 浅川町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、日程第17を日程に追加し議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 追加日程第17、議案第23号 浅川町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、議案第22号で追加提案した浅川町個人情報保護法施行条例の制定と浅川町個人情報保護条例の廃止等に伴い、所要の改正を行うものであります。よろしくご審議いただきたいと思ひます。

補足説明を担当課長にさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、補足説明いたします。

お配りしました新旧対照表をご覧くださいと思ひます。

ただいま個人情報保護条例の施行条例が可決、それから議会関係の個人情報の保護に関する条例が可決されました。

これに伴って、従来ありました浅川町個人情報保護条例が廃止されたことにより、第1条では、その廃止に伴い、新たな法律であります個人情報の保護に関する法律、それから浅川町議会の個人情報の保護に関する条例というふうに改正するものでございます。

それから、第2条の（1）、第1項第1号でございますが、括弧書きにあります実施機関の補足のところ、現行では議会も、「及び議会」と含まれておりますが、こちらを改正になりまして、浅川町個人情報保護法施行条例と、浅川町議会の個人情報の保護に関する条例に規定する機関というふうに改めたものでございます。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから追加日程第17、議案第23号 浅川町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回浅川町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時10分